

085 乗用車運転の職業

自家用乗用車を運転して法人等役職員、福祉施設等の利用者などを送迎する仕事、営業用乗用車を運転して指定された場所に乗客を輸送する仕事などの乗用車運転の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 085-01 自家用乗用車運転手（役職員送迎）
- 085-02 自家用乗用車運転手（利用者送迎）
- 085-03 タクシー・ハイヤー運転手（介護タクシーを除く）
- 085-04 介護タクシー運転手
- 085-99 その他の乗用車運転の職業

085-01 自家用乗用車運転手（役職員送迎）

自家用乗用車を運転して、法人・団体などの役職員の送迎などを行う仕事に従事するものをいう。

- 公用車運転手、社用車運転手、役員車運転手
- × 送迎バス運転手 [084-02]、送迎用乗用車運転手（通所介護施設）[085-02]、ハイヤー運転手 [085-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 自家用バスを運転して利用者を送迎する仕事に従事するもの [084-02 送迎バス運転手]
- (2) 自家用乗用車を運転して老人デイサービスセンターなどの利用者を送迎する仕事に従事するもの [085-02 送迎用乗用車運転手（通所介護施設）]
- (3) ハイヤーを運転して法人・団体の役員を送迎する仕事に従事するもの [085-03 ハイヤー運転手]

085-02 自家用乗用車運転手（利用者送迎）

自家用乗用車を運転して、通所介護施設・通所リハビリテーション施設・障害者通所施設などの利用者、病院の通院者、その他施設の利用者など 085-01 に含まれない者を送迎する仕事に従事するものをいう。

- 送迎用乗用車運転手（障害者通所施設）、送迎用乗用車運転手（通所介護施設）、送迎用乗用車運転手（通所リハビリテーション施設）、送迎用乗用車運転手（病院）、送迎用乗用自動車運転手（老人福祉施設）
- × スクールバス運転手 [084-02]、公用車運転手 [085-01]、社用車運転手 [085-01]、ハイヤー運転手 [085-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) バスを運転して幼稚園・各種学校などの園児・児童・生徒を送迎する仕事に従事するもの [084-02 スクールバス運転手]

(2)自家用乗用車を運転して役職員の送迎の仕事に従事するもの〔085-01 公用車運転手、085-01 社用車運転手〕

(3)ハイヤーを運転して乗客を送迎する仕事に従事するもの〔085-03 ハイヤー運転手〕

085-03 タクシー・ハイヤー運転手（介護タクシーを除く）

タクシー又はハイヤーを運転して、指定された場所に乗客を輸送する仕事に従事するものをいう。なお、養成生として免許取得後にタクシー運転の仕事に従事するものを含む。

○ 観光タクシー運転手、個人タクシー運転手、タクシー運転手、タクシー乗務員、タクシードライバー、乗合タクシー運転手、ハイヤー運転手

× タクシー配車オペレーター〔042-02〕、介護タクシー運転手〔085-04〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)タクシーの配車センターにおいて、電話によるタクシーの配車受付・配車案内及び無線通信設備を使用したタクシー運転手への送迎の指示を行う仕事に従事するもの〔042-02 タクシー配車オペレーター〕

(2)介護タクシーを運転して、乗客の輸送、乗車・降車時の介助などを行う仕事に従事するもの〔085-04 介護タクシー運転手〕

085-04 介護タクシー運転手

介護タクシーを運転して、乗客の輸送、乗車・降車時の介助などを行う仕事に従事するものをいう。なお、養成生として免許取得後に介護タクシー運転の仕事に従事するものを含む。

○ 福祉タクシー運転手

× 送迎用乗用車運転手（障害者通所施設）〔085-02〕、送迎用乗用車運転手（通所介護施設）〔085-02〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)障害者通所施設の自家用乗用車を運転して利用者を送迎する仕事に従事するもの〔085-02 送迎用乗用車運転手（障害者通所施設）〕

(2)高齢者通所介護施設の自家用乗用車を運転して利用者を送迎する仕事に従事するもの〔085-02 送迎用乗用車運転手（通所介護施設）〕

085-99 その他の乗用車運転の職業

自動車の運転代行、その他 085-01～085-04 に含まれない乗用車運転の仕事をいう。

- 自動車運転代行人、随伴車運転手
- × 霊きゅう車運転手 [083-99]

なお、霊きゅう車を運転する仕事に従事するものは、[083-99 霊きゅう車運転手]に分類する。